



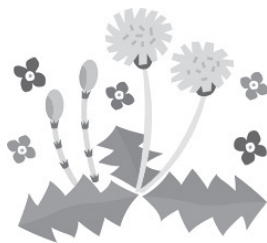
農業委員会だより

地域でがんばる担い手!!

日野町小野
森岡 市蔵さん

日野町の中山間地の中でも、獣害など厳しい条件の中で規模拡大をされており、東桜谷地域小野の森岡 市蔵さんを紹介します。

森岡さんは、農家育ちで子どものころから農業は身近な存在でした。集落内でも離農する人が多くなってきた平成10年頃から、農地の耕作依頼が増え、お父さんが借り受けを行い始め、経営に携わるようになって7年になられるそうです。



▲水稲耕作規模が15ヘクタールになり、経営が安定

主食用米の7割を環境こだわり米とし、早生品種のみずかがみから晩生品種の滋賀渡船6号（酒米）まで7品種を栽培し作期分散を図られています。転作も水稲で行い、WCS用稲、飼料用米、加工用米の取り組みが行われています。

また冬期の仕事として日野菜、花卉の栽培も行われていますが、「なかなか思うような成果を上げることは難しい」と厳しい農業経営の話もありました。

「中山間地で狭小な水田も多く、15haの耕作規模になることは考えられなかった。獣害もあり耕作条件は良くありませんが、安全で品質の良い作物を生産していきたいと思っています。農地をできる限り活用し、耕作放棄された場所ができないように努力していきたい」と話してくださいました。



▲日野菜の栽培は播種作業の時期がポイント

～利用状況調査（農地パトロール）の実施結果～

農業委員会では9月から10月にかけて、町内すべての農地を対象に、主に遊休農地や違反転用の実態把握と発生防止・解消を目的とした利用状況調査（農地パトロール）を実施しました。調査で発見した遊休農地は、その農地の状態によって再生可能か再生困難かで分類し、地域の農業委員および推進委員が改善指導を図っていきます。今号では、今年度の調査結果を以下にまとめています。

再生可能な遊休農地のうち、土地改良事業による整備をされた優良農地が多くを占めています。町内の美しい田園風景を守っていくためにも、農地の適正な維持管理に最善を尽くしていただきますようお願いします。



※再生可能な遊休農地とは、過去1年以上作物の栽培が行われておらず、かつ、今後の耕作に向けて草刈、耕起などの維持管理が行われていない農地や作物の栽培に必要な管理が適切に行われていないなど周辺の農地に比べて著しく低利用な農地のことで、手を加えれば農地として利用可能な土地のことを言います。

←（再生が可能な遊休農地の例）

※再生困難な遊休農地とは、森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難な場合、又は周囲の状況からみて復元しても継続して利用できないような農地のことを言います。

（再生が困難な遊休農地の例→）



農業委員会では年に一度の調査だけではなく、適正な農地の管理をされているか、定期的に農地のパトロールを実施しています。

利用状況調査結果

区分	筆数（筆）	面積（ha）
農地全体面積	26,550	2,519
遊休農地合計面積	7,814	483
再生可能な遊休農地	736	30
再生困難な遊休農地	7,078	453
遊休農地以外の農地面積	18,736	2,036

※農地全体面積は農業委員会が管理している農地台帳から集計しています。

※遊休農地の筆数、面積は今年度調査で新たに発見あるいは解消した遊休農地を含む過去からの累積値です。

※農地利用最適化推進委員は推進委員と簡略化しております。

農地委員会の役割について

農地委員会
委員長 渡邊 岩男

当町でも農家の高齢化や離農、年々増加している鳥獣被害で農地の耕作放棄や荒廃が増えております。しかし、農業振興を図る上からも、近隣農地に悪影響を及ぼさないように、毎月農地パトロールを実施しております。

近年、農業経営の縮小や離農等による農地の貸し手の方がある一方で、認定農業者や規模拡大指向農家などの借り手の方もあります。両者をうまく結び付けていくのが、地区担当の農業委員や推進委員の任務であり、貸し手農家の方は安心して預けていただけます。その場合、農地中間管理機構を経由して貸し付けていただくと、条件により固定資産税の軽減等の優遇措置もあります。

また、平成28年度末現在町内71集落のうち21集落が、人・農地プランを作成していただいています。

各集落の遊休農地を増やさないためにも、人・農地プランを各集落で作成していただきたく思います。そのためには、地区担当の農業委員や推進委員、農業組合長、規模拡大農家等の合同会議を地区別に開催し、プラン作成のお手伝いをさせていただくことに全力を尽くしていきたいと思えます。皆様方のご理解ご協力をよろしくお願い致します。

○参考：日野町での人・農地プランの作成状況（H28年度末時点）

現在、21の集落でプランができています。※鎌掛は1～6区で一つのプラン

○H24年度：別所、十禅師、野出

○H25年度：杉

○H26年度：蓮花寺、上迫、猫田、増田

○H27年度：北脇、鎌掛、小谷

○H28年度：小野、中在寺、上駒月、下迫、安部居



▲各地区別懇談会に取り組みます

～経営規模拡大や新規就農されたい方を募集します！～

農業委員会では、遊休農地の発生防止や新規参入の促進を目的として、農業経営の規模拡大や新規就農されたい方を募集します。また、町が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下、「構想」といいます。）で定める以下の経営規模を満たし、青年等就農計画を作成して町から認定を受ける見込みがある方には支援制度があります。農業経営の開始や規模拡大のため、農地を買い取りたい、借りたいなどの希望のある方は、お近くの農業委員または推進委員もしくは農業委員会事務局までご相談ください。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする農業経営の基本的指標

営農類型		経営規模
野菜	施設野菜 専作経営	パイプハウス 1,000㎡ (果菜類)

※青年等：「構想」で定める青年等とは、概ね18歳以上45歳未満の者で、農業経営者になることについての強い意欲を有し、青年等就農計画を作成して町から認定を受ける見込みがある者。また、45歳以上65歳未満の者で、農業経営に十分な知識・技能を有し、青年等就農計画を作成して町から認定を受ける見込みがある者の場合、その者に農業経営に主として従事すると認められる農業後継者が確保できる見込みがある者。

※青年等就農計画：将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が「構想」に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとするために作成する計画。町から認定を受けた者に対しては、無利子資金の貸付け等の支援があります。

～下限面積（別段の面積）のお知らせ～

不耕作目的、投機目的等望ましくない農地等の権利移動を規制し、優良農地の確保や効率的な利用を図る観点などから農地法に基づき下限面積（原則 50a）が設定され、下限面積に達しない場合には許可できないとされています。いわゆる 5,000㎡未満の方は農地を売買できません。

この下限面積については、国で定めた基準に従い、農業委員会が「別段の面積」を定め、公示したときは、その面積を下限面積として設定できることとなっています。

農業委員会では、空き家付き農地の有効活用と U・I ターンによる新たな担い手の農業参入の体制を整える観点から、平成 29 年 4 月 10 日に「日野町空き家情報登録制度」を利用された方が空き家付きの農地を耕作する場合に限り以下の別段の面積を設定しましたのでお知らせします。

設定区域：空き家付き農地については、1 筆毎の指定（指定地番が一つの区域）

設定面積：0.1a（10㎡）

※空き家付き農地とは、遊休農地であり、空き家に定住し耕作できると農業委員会が判断した農地。

～農地の許可申請受付期間等のお知らせ～

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

◆申請書類の受付 毎月 20 日締め切り（土・日・祝日の場合はその前日）

受付締め切り日以降に申請された案件は翌月の受付扱いとなります。期間厳守でお願いします。

例えば、3 月 20 日申請の場合、4 月総会審議案件となります。

3 月 22 日申請の場合、5 月総会審議案件となります。

◆総 会 日 程 毎月 10 日（土・日・祝日の場合はその前日）

総会日程は都合により変更になる場合があります。

※他法令により転用事業に制限を受けるもの（都市計画法による住宅等の建築に係る制限、埋蔵文化財調査など）については、事前に関係機関と協議をしてください。

※意見書は、必要書類を整えてから農業組合長による確認後、農業委員による確認を受けてください。

農業委員による確認は、現地確認と推進委員の意見の確認を行いますので数日かかる場合があります。



次の要件を満たす方はどなたでも
農業者年金に加入できます。

- 60才未満の方
- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業に従事
（配偶者・後継者も可）

問合せ:農業委員会事務局

**購読者
募集中**

**全国農業
新聞**

発刊日 毎週金曜日

購読料 1ヶ月 700円

申 込 農業委員または
推進委員

編 集 後 記

この紙面が皆様のお手元に届く頃には、水田には 30 年産日野米の準備と共に生き物が顔を出しはじめていることと思います。

今回の農業委員会だよりには「地域で頑張る担い手」の紹介を掲載しました。特徴ある担い手さんを今後も継続して紹介していきたいと思います。また本紙には各種お知らせを掲載しましたので一読頂ければ幸いです。

【広報委員会委員】

大杉恵一・加納文弘・渡邊岩男・坪倉清司・
山田好男・小西正夫